

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

町民体育祭

9月27日(日) 午前9時～

【根雨地区大会】根雨小学校グラウンド

【黒坂地区大会】黒坂小学校グラウンド

体育祭は毎年たくさんの笑顔と元気いっぱいの応援であふれます。今年も地域の交流や親睦、健康づくりを図り、大いに盛り上がりましょう。

【総務課からのお知らせ】

結婚50周年を迎える皆さんへ 金婚記念品を贈ります

今年、結婚50年目を迎える皆さんへ、町から金婚の記念品を贈ります。

次の要件に当てはまる人は、9月25日(金)までに役場総務課へご連絡ください。

要件 昭和40年中に婚姻届を出した人。ただし、昭和41年中に第一子が生まれている場合は、婚姻年月日にかかわらず当てはまります。

連絡および問合せ先 役場総務課 担当 小川(電話 72-0331)

【産業振興課からのお知らせ】

「全町一斉クリーン作戦」にご協力ください

9月、10月は鳥取県の環境美化促進月間です。

町では、きれいな環境で住みよいまちづくりを推進するため、「全町一斉クリーン作戦」を実施します。各自治会において、9月から11月末までに、水路や道路の空き缶やごみの清掃活動にご協力ください。

問合せ先 役場産業振興課 担当 飛田(電話 72-2101)

平成27年度特定計量器 定期検査について

取引上および証明上の計量に使用される計量器(はかり)は、適正な軽量の実施を確保するため2年に1回、鳥取県の実施する定期

検査を受ける必要があります。

対象者 計量器(はかり)を取引上または証明上の計量に使用している会社、商工業者、農林漁業者、団体、医療機関、学校、官公庁など(取引・証明に使用しない場合は検査の対象とはなりません)

日時および場所

▼9月7日(月) 日南町役場(日南町霞800) ▼9月11日(金) 町山村開発センター ▼9月15日(火) 江府町運動公園総合体育館(江府町洲河崎62)

※時間はいずれも午後1時から午後3時まで

その他 ▼受験対象者には、鳥取県くらしの安心推進課から事前に受験案内が送付されます。いずれかの会場で定期検査を受検してください ▼定期検査を受検するのに必要な手数料は必ず現金で持参ください。

問合せ先 役場産業振興課 担当 田貝(電話 72-2101)

【健康福祉課からのお知らせ】

9月20日～26日は 「動物愛護週間」です

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

平成27年度動物愛護週間のテーマ「飼う前も、飼ってからも考えよう」

●犬、猫などを飼うとき、本当に飼い主の責任を果たすことができ

るか、きちんと考えていますか?

●ペットを飼うためには本人だけでなく、家族の協力が欠かせません。まずは家族で話し合うことを忘れないでください。また、餌、予防注射、病気の治療費など、動物を飼うとお金がかかります。飼ってからでなく、飼う前にも、これから10年以上の動物との生活を考えてみましょう。

「住み慣れた町で健康づくり」 日野町健康講座のご案内

平成27年度日野町健康講座を開きます。「日野町の地域医療とロコモ対策について」というテーマで、講演や報告、運動指導を行います。ぜひお出かけください。

日時 9月28日(月) 午後1時15分～午後3時10分

場所 町山村開発センター

内容 ①講演:「日野町で安心して暮らすためには?～健診と地域

包括ケアの視点から～」講師:浜田紀宏さん、井上和興さん(鳥取大学医学部 地域医療学講座 医師)

②講演:「ロコモと転倒、骨折について」講師:萩野浩さん(鳥取大学医学部 基礎看護学講座 教授)

③報告:「日野町ロコモ健診結果について」報告者:松本浩実さん(鳥取大学医学部附属病院 リハビリテーション部)

④体操:「ロコモ予防体操」指導:田中武志さん(日野病院 訪問看護ステーション)

申込締切 9月15日(火)

申込みおよび問合せ先 役場健康福祉課(電話 72-0339)

【健康福祉課からのお知らせ】

平成 27 年度手話奉仕員 養成講習会開催

聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行う手話奉仕員を養成するため、下記期間中、鳥取県西部圏域市町村委託事業による講習会を開催します。

期間 10月15日(木)から全21回、毎週木曜日

時間 午前10時～正午

会場 米子コンベンションセンター(米子市末広町294)ほか

対象 聴覚障がい者などの福祉に理解と熱意のある人(高校生以上)

定員 40人

受講料 2,000円(テキスト代別途)

申込み 受講申込書に記入し、封筒に「手話奉仕員養成講習会受講申込書」在中と赤文字で記入の上、次の住所宛てに郵送してください。なお、受講申込書は役場健康福祉課窓口で配布中です。

申込締切 9月29日(火)必着

申込みおよび問合せ先 鳥取県中部聴覚障がい者センター(倉吉市葵町724-15) 電話 0858-27-2355

【教育委員会からのお知らせ】

日野の秋を楽しもう！ 日野川ラフティング参加者募集

日野川をラフトと呼ばれるゴムボートで豪快に下る「日野川ラフティング」を楽しみませんか。

開催日 9月26日(土)～10月31日(土)までの土日祝日

集合場所 リバーサイドひの駐車場

集合時間 ▼午前(半日)の部：午前9時▼午後(半日)の部：午後1時▼1日コース：午前9時

料金 【半日(1人)】大人：3,000円、中学生以下：2,500円、親子：5,000円※保険代、入浴代含む

【1日コース(1人)】大人：6,000円、中学生以下：3,000円、親子：8,000円※保険代、入浴代、昼食代含む

定員 ▼半日：午前・午後とも20人▼1日：20人

服装 濡れてもよい靴、すべり止め付き手袋、着替え、タオル※貴重品は出発前に預かります。※ウェットスーツ、ライフジャケット、ヘルメットは主催者で準備します。

募集期間 原則、開催週の水曜日まで(先着順で、定員になり次第締め切ります)

主催 Do・スポーツ

申込み 町教育委員会事務局(電話72-2107、FAX72-1484、Eメールkyouiku@town.hino.tottori.jp)

人権についての悩みごとなど 何でもご相談ください

次のとおり、特設人権相談所を開設します。相談は無料ですので、お気軽にお越しください。

日時 9月7日(月)午後1時～午後3時

会場 町山村開発センター

内容 人権問題全般について、人権擁護委員が相談に応じます。また、人権侵害が認められる相談については、法務局による調査救済を行うことができます。

その他 休日を除く平日(午前8時30分～午後5時15分)、法務局でも毎日相談に応じています。

▼法務局専用ダイヤル 0570-003-110

問合せ先 町教育委員会(電話72-2107)

【そのほかのお知らせ】

『秋の全国交通安全運動』 9月21日(月)～30日(水)

9月21日(月)から30日(水)まで、秋の全国交通安全運動が行われます。

鳥取県交通安全スローガン

「ゆずり合う ゆとりと笑顔 防ぐ事故」

運動の重点

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転

車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品などの着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底)

③チャイルドシートの使用と後部座席を含めた、すべての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

④飲酒運転の根絶

9月30日(水)は

「交通事故死ゼロをめざす日」です。上記の4点を再確認し、正しい交通ルールで、ゼロを目指しましょう。

UN-PAKU ミーティング 婚活イベント開催のご案内

素敵な縁を求めて、中海・宍道湖・大山圏域から男女が集合します。婚活を楽しみながら、素敵な縁を見つけませんか。

日にちおよび場所

▼米子会場：10月11日(日)、米子コンベンションセンター

▼松江会場：10月25日(日)、松江テルサ

時間 午前10時30分～午後3時30分(受付開始：午前10時)

内容 ▼第1部：コミュニケーションセミナー(グループワーク)

▼第2部：昼食～交流会(フリータイム)

対象 20歳代～40歳代の独身で、米子市・境港市・出雲市・安来市・松江市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町のいずれかに居住、または通勤通学している人、もしくは定住を考えている人

定員 各会場100人(男女50人ずつ)※応募者多数の場合は抽選参加料 3,500円※事前振込み

申込み 申込書に必要事項を記入し、FAX、郵送またはEメールで申し込みください。

なお、申込書は役場企画政策課にあります。

申込締切 9月15日(火)

申込みおよび問合せ先 松江市定住企業立地推進課(松江市末次町86) 電話 0852-55-5215

働きやすい職場づくりを応援 労働セミナーが開催されます

基本的な労働関係法令などを学んでもらい、労働者・経営者間の紛争防止を図るため、次の日程で労働セミナーを開催します。

【A 講座】従業員『やる気』を企業活かに！

内容 若手・中堅社員、パート社員など従業員一人一人の伸ばし方・生かし方のヒントを探ります。

日時 9月16日(水) 午後1時30分～午後3時

講師 特定社会保険労務士 吉田佐智子さん

【B 講座】ケースで学ぶ！職場のコミュニケーション

内容 マタハラ・セクハラ・パワハラにならないようなコミュニケーションを一緒に学びます。

日時 10月22日(木) 午後1時30分～午後3時

講師 はっぴい きゃりあ代表 越野由美子さん

場所 (どちらの講座も) 米子市立図書館2階研修室(米子市中町8)

対象 事業主・管理者・労働担当者向き(興味のある人はどなたでも可)

参加 無料

申込み 電話またはFAXで申し込みください。なお、当日参加も可能ですが、資料準備のため事前申し込みをお願いします。

申込みおよび問合せ先 鳥取県中小企業労働相談所「みなくる米子」(電話0859-31-8785)

「全国一斉！法務局休日相談所」 開設のお知らせ

平日に相談窓口を利用できない人のために「全国一斉！法務局休日相談所」を開きます。ぜひこの機会にご利用ください。

日時 10月4日(日) 午前10時～午後3時

場所 鳥取地方法務局米子支局(米子市旗ヶ崎二丁目10番12号)

内容 遺言、相続、登記、戸籍、国籍、供託、人権および心配ごとなど

相談員 法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士および人権擁護委員

その他 ▼相談は無料で、秘密

は厳守します▼相談時間については事前に予約を受け付けています▼相談予約された人から優先します。

問合せ先 鳥取地方法務局米子支局(電話0859-22-6161)

民事・家庭調停委員による 無料調停相談会が開催されます

次の日程で、民事・家事調停委員による無料調停相談会が開催されます。

お金や土地・建物のトラブルなどの民事上の争い事、夫婦間の問題、遺産分割などの家庭内のもめ事について、調停委員が調停手続きの利用に関する相談に応じます。お気軽にご利用ください。

日時 10月9日(金) 午前10時～午後3時

場所 米子市文化ホール(米子市末広町293) 電話0859-35-4171

主催 公益財団法人 日本調停協会連合会

後援 最高裁判所

問合せ先 鳥取地方裁判所米子支部庶務課(電話0859-22-2205)

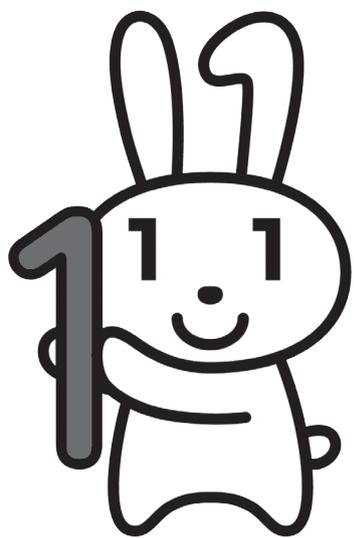
平成27年秋季農作業標準賃金が決まりました

町農業委員会では、平成27年秋の農作業標準賃金を決定しました。これを標準賃金として、話し合いで決定してください。

作業名	平成27年度賃金 (消費税含まず)	備考
稲刈および一般作業	7,000円～8,000円	1日8時間労働、賄なし
機	コンバイン	15,000円 10アール当たり(結束ひも含まない)
	バインダー	8,000円 同上(結束ひも含む)
械	ハーベスター	8,000円 10アール当たり
	秋起こし(トラクター)	7,000円 同上
もみの乾燥 (水分量により協議のこと)	生もみ	500円
	はでかけもみ	300円
もみすり	300円	乾燥もみ30キログラム1袋当たり (搬入・搬出などの運搬は含まない)
乾燥・もみすり	800円	

なお、ほ場整備済み田とし、ほ場条件によっては双方で協議してください。

【問合せ】 町農業委員会(電話72-2103)



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー（個人番号） 制度がはじまります

平成27年10月以降、住民票の住所地に
あなたの「マイナンバー」をお届けします。

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。
住民票の住所地と異なるところにお住いの方は、9月中に住所変更の手続きをしてください。

▶マイナンバーとは

住民票のあるすべての人に一つずつ付けられる12桁の番号のことです。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されるものですので、大切に保管してください。

マイナンバー制度の導入により、次の3つの効果が期待されています。

①公平な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れたり、行政サービスを不正に受給したりすることを防止できます。

②住民の利便性向上

年金や福祉などの申請に添付する書類を省略できるなど、負担が軽減されます。また、行政機関にある自分の情報を確認したり、サービスのお知らせを受け取ったりすることが可能になります。

③行政の効率化

行政機関や自治体などで、さまざまな情報の照合や入力に要する時間や労力が削減されます。

▶自分のマイナンバーはいつ分かるの？

平成27年10月から、住民票の住所地宛てにマイナンバーが記載された「通知カード」が郵送されます。マイナンバーを必要とする手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

やむを得ない理由により住民票の住所地で
受け取ることができない人は居所情報登録申請書を

登録は
お早目に！

9月25日（金）までに

住民票のある住所地の市区町村に持参または郵送してください。

【申請が必要な人】

- ◎一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所している人
- ◎DV、ストーカー行為などの被害者で住所地以外の居所に移動している人
- ◎東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難している人

※マイナンバー制度の情報は、広報ひの9月号でさらに詳しく掲載する予定です。

【問合せ】役場住民課（電話 72 - 0333）、または役場総務課（電話 72 - 0331）